

令和4年度第2回 出雲市子ども・子育て会議

日時：令和4年8月16日（火）14：00～16：00

会場：出雲市役所 本庁舎3階 庁議室

議事次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 出雲市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（案）について

①量の見込みと確保方策

資料 1 資料 1-①

②子どもの貧困対策推進計画について

資料 2 資料 2-①

4 今後のスケジュール

(1) 出雲市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（案）

10月下旬 第3回出雲市子ども・子育て会議で最終案の確認

12月上旬 出雲市議会文教厚生委員会で報告

12月中旬 パブリックコメント開始（～令和5年1月下旬予定）

5 閉 会

いきいきこどもプラン

～第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画～

中間年における見直し(素案)

令和5年3月

出雲市

目 次

1. 事業計画の見直しにあたって	
(1) 出雲市子ども・子育て支援事業計画とは	3
(2) 計画見直しの趣旨	//
2. 人口推計の見直しについて	
(1) 人口推計見直しの方法	4
(2) 計画期間における各年齢別人口推計	//
3. 【当初事業計画 第4章】5か年事業計画（量の見込み・確保方策）の見直し	
I 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策の見直し	5
(1) 認定区分別の見直し	//
(2) 教育・保育施設別の見直し	10
II 地域子ども・子育て支援事業の見直し	12
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	13
(2) 乳児家庭全戸訪問事業	15
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	16
(4) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）	17
【追加】	
4. 子どもの貧困対策推進計画に関する事項	（※第2回会議では、資料2として提案）
資料編	
○ 子どもや子育て家庭を取り巻く状況	19
【追加】	
子どもの貧困対策に関する状況	（※第2回会議では、資料2として提案）
○ 出雲市子ども・子育て会議委員名簿	32

1. 事業計画の見直しにあたって

(1) 出雲市子ども・子育て支援事業計画とは

平成 24 年 8 月に、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取りまく環境の変化に対応するため、子ども・子育て支援法を含む関連 3 法が制定されました。本市においては、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を 1 期とする子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画に基づき事業を実施してきました。その後、計画期間が終了することに伴い、本市における子育て支援を継続的に実施していくため、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする第 2 期計画を策定しました。

この計画では、子ども・子育て支援法に基づいて、全ての子どもと子育て家庭を対象として本市が進める子ども・子育て支援施策の目標や方向性を示しています。

(2) 計画見直しの趣旨

- ① 出雲市子ども・子育て支援事業計画第 5 章「計画の進行管理」において、第 4 章「5 か年事業計画」については、必要がある場合には、令和 4 年度を目途に見直しを図ることとしています。これは、5 か年計画に定める「量の見込み」「確保方策」を、子どもの推計人口を基に、過去の実績及び地域の実情などを踏まえて算出しているため、事業の中には「量の見込み」「確保方策」と実績値との間に大きな乖離が生じ、事業計画の見直しが必要となる場合があるためです。

今回は、近年の人口増減率に基づいて見直した、令和 4 年度以降の 0～11 歳の子どもの人口推計値等を踏まえ、下記の事業について令和 5・6 年度（一部事業については、令和 4 年度も含む）の「量の見込み」「確保方策」の見直しを行いました。

【中間見直しの範囲】

- 当初事業計画 第 4 章 5 か年事業計画（量の見込み・確保方策）
- Ⅱ 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策
 - Ⅲ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- ② 子どもの貧困対策の推進に関する法律が令和元年 6 月に改正されました。全ての子ども達が夢や希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的かつ早期に実施することが求められています。

これを受けて、このたびの第 2 期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに合わせ、子どもの貧困やヤングケアラーに関する事項を第 1、2、3 章に盛り込みました。

以上の変更について、出雲市子ども・子育て会議の議論を経て、パブリックコメントを実施し、市民意見を計画に反映します。

2. 人口推計の見直しについて

(1) 人口推計見直しの方法

人口推計にあたっては、住民基本台帳人口（令和2～4年の各3月31日時点）と、人口動態調査（令和元・2年）に基づき、各年の変化率の平均を利用したコーホート変化率法（※）により、令和5・6年度の0～11歳人口を推計しました。

(2) 計画期間における各年齢別人口推計

【当初計画策定時の人口推計】

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,488	1,485	1,486	1,487	1,485
1歳	1,393	1,527	1,524	1,525	1,526
2歳	1,543	1,414	1,550	1,547	1,548
3歳	1,581	1,563	1,432	1,570	1,567
4歳	1,681	1,602	1,584	1,451	1,591
5歳	1,547	1,701	1,621	1,603	1,468
6歳	1,625	1,556	1,711	1,630	1,612
7歳	1,634	1,639	1,569	1,725	1,643
8歳	1,620	1,646	1,652	1,581	1,739
9歳	1,683	1,633	1,659	1,665	1,594
10歳	1,592	1,706	1,654	1,682	1,687
11歳	1,646	1,602	1,717	1,665	1,692
計	19,032	19,073	19,158	19,130	19,153

（単位：人）

年齢区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前 (0～5歳)	9,232	9,291	9,197	9,183	9,186
就学後 (6～11歳)	9,800	9,781	9,962	9,947	9,967
1～2歳	2,935	2,941	3,074	3,072	3,074
3～5歳	4,809	4,866	4,637	4,624	4,627
低学年 (6～8歳)	4,878	4,841	4,931	4,936	4,994
高学年 (9～11歳)	4,922	4,940	5,030	5,011	4,973

【計画見直し時の人口推計】

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,409	1,348	1,459	1,494	1,474
1歳	1,411	1,445	1,385	1,500	1,534
2歳	1,532	1,432	1,440	1,399	1,514
3歳	1,561	1,556	1,459	1,469	1,432
4歳	1,656	1,577	1,560	1,469	1,482
5歳	1,540	1,660	1,594	1,572	1,479
6歳	1,619	1,544	1,665	1,602	1,581
7歳	1,617	1,632	1,550	1,678	1,612
8歳	1,616	1,624	1,644	1,559	1,689
9歳	1,683	1,637	1,639	1,661	1,576
10歳	1,578	1,689	1,643	1,643	1,670
11歳	1,638	1,587	1,695	1,650	1,653
計	18,860	18,731	18,733	18,696	18,696

年齢区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前 (0～5歳)	9,109	9,018	8,897	8,903	8,915
就学後 (6～11歳)	9,751	9,713	9,836	9,793	9,781
1～2歳	2,943	2,877	2,825	2,899	3,048
3～5歳	4,757	4,793	4,613	4,510	4,393
低学年 (6～8歳)	4,852	4,800	4,859	4,839	4,882
高学年 (9～11歳)	4,899	4,913	4,977	4,954	4,899

令和2年度の人口は、令和2年3月31日時点の住民基本台帳人口を記載。（令和3年度、4年度も同様）

（※）コーホート変化率法

過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

今回は、令和5・6年度の2年間の、比較的近い将来の人口を求めるものであり、変化率の算出基礎となる近い過去には、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動がないと考えられるため、現状に近い形での推移を想定し推計しています。

3. 【当初事業計画 第4章】

5か年事業計画（量の見込み・確保方策）の見直し

I 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策の見直し

【教育・保育施設を利用する子どもの認定区分】

認定区分	給付の内容	教育・保育施設
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、2号認定子ども 以外の子ども	●教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どものうち、保護者の労働 又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受 けることが困難である子ども	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どものうち、保護者の労働 又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受 けることが困難である子ども	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

※教育標準時間外(降園時間以降や長期休業日)の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

(1) 認定区分別の見直し

【量の見込み見直しの考え方】

- 1号認定子ども(幼稚園等利用)の量の見込みの実績値は、令和4年度で計画に対して211人の減(17.4%減)となりました。これは、核家族化や共働き世帯増により利用者が保育所へシフトしていることが大きな要因と考えられます。そこで、令和4年度を基準として、令和5年度以降の量の見込みの見直しを行いました。
- 2号、3号認定子ども(保育所等利用)の量の見込みは、令和4年度で2号認定子どもが計画比190人増(5.7%増)、3号認定子どもが計画比89人減(3.2%減)となりました。就学前の推計人口は、今後横ばいで推移すると見込まれ、利用申込みは令和4年度並と見込み、今後の量の見込みの見直しを行いました。

【確保方策見直しの考え方】

- 1号認定については、令和4年度の幼稚園・認定こども園の利用定員と同数で設定しました。
- (2号、3号認定については、調整中)

【見直し前】令和2・3年度

(単位：人)

区分		入所状況 H31.3.1	R1年度 定員	R2年度	R3年度		
1号 認定	3-5 歳	①量の見込み		/	/		
		②確保方策	幼稚園	1,272	2,400	2,350	2,350
			認定こども園	85	105	120	120
			計	1,357	2,505	2,470	2,470
②-①		/	/	1,214	1,199		
2号 認定	3-5 歳	①量の見込み		/	/		
		②確保方策	認可保育所	3,068	2,851	2,827	2,848
			認定こども園	124	125	179	179
			認可外保育所	48	125	125	125
			計	3,240	3,101	3,131	3,152
②-①		/	/	▲328	▲348		
3号 認定	1-2 歳	①量の見込み		/	/		
		②確保方策	認可保育所	2,208	1,914	1,896	1,910
			認定こども園	98	85	123	123
			小規模保育	0	13	13	13
			認可外保育所	59	96	96	96
	計	2,365	2,108	2,128	2,142		
	②-①		/	/	▲167	▲158	
	0歳	①量の見込み		/	/	418	417
		②確保方策	認可保育所	909	785	787	794
			認定こども園	18	15	33	33
小規模保育			0	6	6	6	
認可外保育所			34	49	49	49	
計	961	855	875	882			
②-①		/	/	457	465		

【見直し後】令和2・3年度（実績値）

（単位：人）

区分		入所状況 H31. 3. 1	R1年度 定員	R2年度 (実績値)	R3年度 (実績値)		
1号 認定	3-5 歳	①量の見込み		/	/	1,155	1,086
		②確保方策	幼稚園	1,272	2,400	2,350	2,350
			認定こども園	85	105	110	110
			計	1,357	2,505	2,460	2,460
②-①		/	/	1,305	1,374		
2号 認定	3-5 歳	①量の見込み		/	/	3,537	3,626
		②確保方策	認可保育所	3,068	2,851	2,842	2,864
			認定こども園	124	125	185	185
			認可外保育所	48	125	125	125
			計	3,240	3,101	3,152	3,174
②-①		/	/	▲385	▲452		
3号 認定	1-2 歳	①量の見込み		/	/	2,406	2,371
		②確保方策	認可保育所	2,208	1,914	1,915	1,925
			認定こども園	98	85	124	124
			小規模保育	0	13	8	8
			認可外保育所	59	96	96	96
	計	2,365	2,108	2,143	2,153		
	②-①		/	/	▲263	▲218	
	0歳	①量の見込み		/	/	396	355
		②確保方策	認可保育所	909	785	793	791
			認定こども園	18	15	36	36
小規模保育			0	6	4	4	
認可外保育所			34	49	49	49	
計	961	855	882	880			
②-①		/	/	486	525		

【見直し前】令和4～6年度

(単位：人)

区 分		R4 年度	R5 年度	R6 年度		
1号 認定	3-5 歳	①量の見込み	1,211	1,208	1,209	
		②確保方策	幼稚園	2,350	2,350	2,350
			認定こども園	120	120	120
			計	2,470	2,470	2,470
②-①		1,259	1,262	1,261		
2号 認定	3-5 歳	①量の見込み	3,334	3,325	3,327	
		②確保方策	認可保育所	2,869	2,890	3,023
			認定こども園	179	179	179
			認可外保育所	125	125	125
			計	3,173	3,194	3,327
②-①		▲161	▲131	0		
3号 認定	1-2 歳	①量の見込み	2,406	2,404	2,406	
		②確保方策	認可保育所	1,924	1,938	2,174
			認定こども園	123	123	123
			小規模保育	13	13	13
			認可外保育所	96	96	96
			計	2,156	2,170	2,406
	②-①		▲250	▲234	0	
	0歳	①量の見込み	417	418	417	
		②確保方策	認可保育所	801	808	808
			認定こども園	33	33	33
小規模保育			6	6	6	
認可外保育所			49	49	49	
計			889	896	896	
②-①		472	478	479		

【見直し後】令和4年度（実績値）、令和5・6年度

(単位：人)

区 分			R4年度 (実績値)	R5年度	R6年度	
1号 認定	3-5 歳	①量の見込み	1,000	978	952	
		②確保方策	幼稚園	2,325	2,325	2,325
			認定こども園	110	110	110
			計	2,435	2,435	2,435
②-①		1,435	1,457	1,483		
2号 認定	3-5 歳	①量の見込み	3,524	3,446	3,358	
		②確保方策	認可保育所	2,869	調整中	
			認定こども園	185		
			認可外保育所	125		
			計	3,179		
②-①		▲345				
3号 認定	1-2 歳	①量の見込み	2,359	2,417	2,544	
		②確保方策	認可保育所	1,928	調整中	
			認定こども園	124		
			小規模保育	8		
			認可外保育所	96		
	計		2,156			
	②-①		▲203			
	0歳	①量の見込み	375	384	379	
		②確保方策	認可保育所	793	調整中	
			認定こども園	36		
小規模保育			4			
認可外保育所			49			
計		882				
②-①		507				

(2) 教育・保育施設別の見直し

【見直し前】

(単位：人)

区 分		入所状況 H31. 3. 1	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
教育施設 (幼稚園等)	①量の見込み		1,256	1,271	1,211	1,208	1,209	
	②確保方策	幼稚園	1,272	2,350	2,350	2,350	2,350	
		認定こども園	85	120	120	120	120	
		計	1,357	2,470	2,470	2,470	2,470	
	②-①		1,214	1,199	1,259	1,262	1,261	
<p><確保方策の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆幼稚園・認定こども園ともに利用定員を確保方策の人数としている。 ◆教育利用を希望する共働き等家庭の子どもについては、一時預かり事業（幼稚園型）や認定こども園により対応する。 								
保育施設 (保育所等)	①量の見込み		6,172	6,217	6,157	6,147	6,150	
	②確保方策	認可保育所等	6,185	5,529	5,571	5,613	5,655	6,024
		認定こども園	240	335	335	335	335	335
		認可外保育所	141	270	270	270	270	270
		計	6,556	6,134	6,176	6,218	6,260	6,629
②-①		▲38	▲41	61	113	479		
<p><確保方策の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆認可保育所、認定こども園は、利用定員を確保方策の人数としている。 ◆令和2年度は、定員増の意向がある施設の数値を反映している。 ◆認定区分ごとの量の見込みに対する当面の不足に対しては、年度当初からの「定員の弾力化」を活用することで、総量としては対応が可能と見込んでいる。 ◆認可保育所・認定こども園においては、令和2年度当初の「定員の弾力化」により満たした受入れ見込み数を基に、定員増が可能な既存施設については定員増を図り、量の見込みに対応していく。なお、既存施設の定員増が難しい場合においては、新たな施設整備も選択肢の一つとして、量の見込みに対応していく。 								
計	就学前児童数		9,232	9,292	9,197	9,183	9,185	
	①量の見込み		7,428	7,488	7,368	7,355	7,359	
	②確保方策	幼稚園	1,272	2,350	2,350	2,350	2,350	
		認定こども園	325	455	455	455	455	
		認可保育所等	6,185	5,529	5,571	5,613	5,655	6,024
		認可外保育所	141	270	270	270	270	
計		7,923	8,604	8,646	8,688	8,730	9,099	

【見直し後】

(単位：人)

区 分		入所状況 H31. 3. 1	R2 年度 (実績値)	R3 年度 (実績値)	R4 年度 (実績値)	R5 年度	R6 年度	
教育施設 (幼稚園等)	①量の見込み		1,155	1,086	1,000	978	952	
	②確保方策	幼稚園	1,272	2,350	2,350	2,325	2,325	2,325
		認定こども園	85	110	110	110	110	110
		計	1,357	2,460	2,460	2,435	2,435	2,435
	②-①		1,305	1,374	1,435	1,457	1,483	
<p><確保方策の内容></p> <p>◆幼稚園・認定こども園ともに利用定員を確保方策の人数としている。</p> <p>◆教育利用を希望する共働き等家庭の子どもについては、一時預かり事業（幼稚園型）や認定こども園により対応する。</p>								
保育施設 (保育所等)	①量の見込み		6,339	6,352	6,258	6,247	6,281	
	②確保方策	認可保育所等	6,185	5,562	5,592	5,602	調整中	
		認定こども園	240	345	345	345		
		認可外保育所	141	270	270	270		
		計	6,556	6,177	6,207	6,217		
②-①		▲162	▲145	▲41				
<p><確保方策の内容></p> <p>調整中</p>								
計	就学前児童数		9,109	9,018	8,897	8,903	8,915	
	①量の見込み		7,494	7,438	7,258	調整中		
	②確保方策	幼稚園	1,272	2,350	2,350		2,325	
		認定こども園	325	455	455		455	
		認可保育所等	6,185	5,562	5,592		5,602	
		認可外保育所	141	270	270		270	
計		7,923	8,637	8,667	8,652			

Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業の見直し

子ども・子育て支援法第59条では、各市町村が策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同法第1～13号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされており、本市では令和2年3月に事業計画を策定し、事業を推進してきました。

今回は、過去の事業実績に基づき、次の3点を踏まえ、当初計画値の変更が必要だと判断した事業について、見直しを行いました。

- ①実績値と事業計画の間に大きな乖離が見られる場合
- ②「量の見込み」と「確保方策」を算出する上で用いていた統計数値を、最近の人口動態に合わせて見直す必要が生じる場合
- ③新たに施策を追加する場合

14の事業のうち今回の見直し対象とした事業は、以下の4事業です。

事業名	中間見直し	
	行う	行わない
利用者支援に関する事業		○
延長保育事業		○
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	○	
乳児家庭全戸訪問事業	○	
養育支援訪問事業		○
子育て短期支援事業（ショートステイ）	○	
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）		○
一時預かり事業 （幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）	○	
一時預かり事業（幼稚園型を除く）、 ファミリーサポートセンター事業（病児対応、就学後を除く）、 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）		○
病児・病後児保育事業、 ファミリーサポートセンター事業（病児対応）		○
ファミリーサポートセンター事業（就学後）		○
妊婦に対して健康診査を実施する事業		○
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		○
実費徴収に係る補足給付を行う事業		○

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、遊びや生活の場を提供する事業。
 - <対象児童> 本市に住所を有する者で、昼間保護者のいない家庭の小学校1年生から6年生までの児童
- ①公設（市設置）児童クラブ
 - <開設時間> 月～金…放課後～18:00、土曜日・長期休業期間…8:00～18:00
※18:30まで延長利用可能
 - <保護者負担金> 7,000円/月（減免制度あり）
※別途、各児童クラブでおやつ代等の実費徴収あり
 - <運営> 各地区の児童クラブ運営委員会へ委託
- ②社会福祉法人等が設置する児童クラブ
 - <開設時間><保護者負担金> 各法人で設定
 - <運営> 保育所を運営する社会福祉法人等。施設整備や運営補助あり

【利用実績】

（単位：人、か所）

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4
利用者数(1～3年生)	1,860	1,917	2,003	2,083	2,136	2,231
利用者数(4～6年生)	154	167	215	218	251	266
施設数	44	45	46	48	50	50

※各年度5月1日時点 公設・民設の計

【量の見込み見直しの考え方】

- 1～3年生の入会希望者数については、令和2～4年度の入会率を踏まえ、教育委員会が算出する最新の小学校児童数推計から入会数を算定。

【確保方策見直しの考え方】

- 市設置クラブの拡張整備や、社会福祉法人等の参入による受入枠増を考慮し、入会可能児童数の見直しを行いました。
- 受入体制の強化を図るため、児童クラブ職員の処遇改善が可能となるよう市設置クラブへの委託料基準の見直しを行いました。また、ハローワークや県の人材確保支援事業、大学の体験学習やボランティア等の活用など、多くの募集機会を通して職員の確保に努めています。
- 校区によっては、受入可能数を超える入会希望が見込まれることから、将来的に複数の小学校からの受入れや、夏休みだけの利用希望への対応を検討していきます。その際、多様な運営方式に対応するため、民間への委託についても合わせて検討します。

【見直し前】

(単位：人、か所)

区分	R 2			R 3			R 4		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
①量の見込み	2,156	299	-	2,150	296	-	2,247	299	-
②確保方策	2,156	233	48	2,150	246	48	2,247	266	49
②-①	0	△66	-	0	△50	-	0	△33	-

区分	R 5			R 6		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
①量の見込み	2,294	300	-	2,349	292	-
②確保方策	2,294	284	50	2,349	292	51
②-①	0	△16	-	0	0	-



【見直し後】

(単位：人、か所)

区分	R 2 (実績値)			R 3 (実績値)			R 4 (実績値)		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
①量の見込み	2,110	233	-	2,153	263	-	2,260	291	-
②確保方策	2,083	218	48	2,136	251	50	2,231	266	50
②-①	△27	△15	-	△17	△12	-	△29	△25	-

区分	R 5			R 6		
	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数	利用者数 1～3 年生	利用者数 4～6 年生	施設数
①量の見込み	2,331	258	-	2,407	249	-
②確保方策	2,331	245	51	2,407	249	51
②-①	0	△13	-	0	0	-

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

＜対象者＞ 乳児とその保護者

＜訪問者＞ 専門職訪問（生後1か月前後）：保健師、助産師

あかちゃん声かけ訪問（生後4か月まで）：民生児童委員、主任児童委員、子育てサポーター

【利用実績】

(単位：人)

年度	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1
訪問人数	1,544	1,509	1,584	1,548	1,483	1,477	1,404

【量の見込み見直しの考え方】

- 量の見込み設定は、当該年度の出生見込数とします。
- 人口推計値の変動に基づき、量の見込みの見直しを行いました。

【確保方策見直しの考え方】

- 今後も全戸訪問をめざし、現状の実施体制を維持します。

【見直し前】

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	1,488人	1,485人	1,486人	1,487人	1,485人
②確保方策	(実施体制) 市保健師 28人 委嘱助産師 10人 あかちゃん声かけ訪問員 150人 (実施機関)市 (委託団体等)無	同左	同左	同左	同左



【見直し後】

年度	R 2 (実績値)	R 3 (実績値)	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	1,394人	1,459人	1,459人	1,494人	1,474人
②確保方策	(実施体制) 市保健師 29人 委嘱助産師 10人 あかちゃん声かけ訪問員 160人 (実施機関)市 (委託団体等)無	29人 10人 151人 市 無	28人 10人 150人 市 無	同左	同左

(実績値は、健康増進課において本事業の対象として把握した児童数)

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

- 保護者が、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童福祉施設などにおいて養育・保護を行う事業（原則として7日以内）。

利用可能な他制度を優先します。

＜対象児童＞0歳から中学生まで

＜実施施設＞さとがた保育園（里方町）、CSいずもデイサービス（大社町入南）、
CSいずも第2デイサービス（知井宮町）

里親 令和3年5月1日から実施

（出雲市内 登録18組33名 令和4年6月30日時点）

【利用実績】

（単位：人日）

年度	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用人日	8	5	6	7	21	0	14

【量の見込み見直しの考え方】

- 令和3年度から実施施設に里親が加わったことにより、増加する需要に対応できることが見込まれるため、量の見込みの見直しを行いました。
- 過去7年間の最大利用実績程度の量を見込みました。
- 利用についての相談は月に1件程度ありますが、他制度（一時保育等）が利用できるケースが多いです。

【確保方策見直しの考え方】

- 令和3年度の申請実績に対し、対応率100%であり、量の見込みと同数程度の確保ができると考えるため、確保方策の見直しを行いました。

【見直し前】

（単位：人日）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

【見直し後】

（単位：人日）

年度	R 2 (実績値)	R 3 (実績値)	R 4	R 5	R 6
①量の見込み	0	14	20	20	20
②確保方策	10	14	20	20	20
②-①	10	0	0	0	0

(4) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

【事業概要】

- 幼稚園において、保護者の短期のパートタイム就労や急な用事など子育て家庭のニーズに対応して、早朝及び通常の教育時間を終了した後（降園時間以降）に預かり保育を実施する事業。

<対象児童> 当該幼稚園に在籍する園児

【確保方策見直しの考え方】

- 乙立幼稚園の閉園により、実施園を 26 園から 25 園に変更し、また、令和 2 年度及び 3 年度の実績から、1 園当たり 1 日の利用者が平均 12 人として見直しました。

【見直し前】

（単位：人日）

年度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
①量の 見込み	幼児期の学校教育 利用の希望が強い 家庭の利用	6,830	6,787	6,760	6,601	6,556
	共働き等家庭の 定期的な利用	64,984	64,567	64,306	62,796	62,380
②確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型)	97,152	97,152	97,152	97,152	97,152
②-①		25,338	25,798	26,086	27,755	28,216



【見直し後】

（単位：人日）

年度		R 2 (実績値)	R 3 (実績値)	R 4	R 5	R 6
①量の 見込み	幼児期の学校教育利 用の希望が強い家庭 の利用	6,547	6,175	6,760	6,601	6,556
	共働き等家庭の 定期的な利用	60,927	61,860	64,306	62,796	62,380
②確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型)	68,083	68,083	72,000	72,000	72,000
②-①		609	48	934	2,603	3,064

子どもや子育て家庭を取り巻く状況
(令和4年8月作成)

目 次

I 少子化の動向

1. 人口の推移

■人口及び年齢3区分人口の推移 21

2. 出生数等の推移

■出生数の推移 22

■合計特殊出生率の推移 23

II 世帯・就労の状況

1. 世帯の状況

■一般世帯及び世帯の家族類型別割合の推移 24

■母子・父子世帯数及び母子・父子世帯割合の推移 25

2. 就労の状況

■女性の年齢別就業率 26

III 子育てを取り巻く状況

1. 就学前児童の状況

■就学前児童数の推移 27

■年齢別就学前児童数 28

■就学前児童の教育・保育施設の利用状況 29

■保育所の入所児童数・定員数の状況 30

■幼稚園の入園児童数・認可定員数の状況 //

2. 小学生の状況

■小学校の児童数 31

3. 要保護児童の対応状況

■保護児童の対応状況 //

〔追加〕

IV 子どもの貧困対策に関する状況

1. 子どもの貧困にまつわる統計値

■子どもの貧困率（全国）（※第2回会議では、資料2として提案）

■生活保護を受けている子どもの数 //

■就学援助を受けている子どもの数 //

■学校における相談件数（貧困に関するもの） . . . //

I 少子化の動向

1. 人口の推移

■人口及び年齢3区分人口の推移

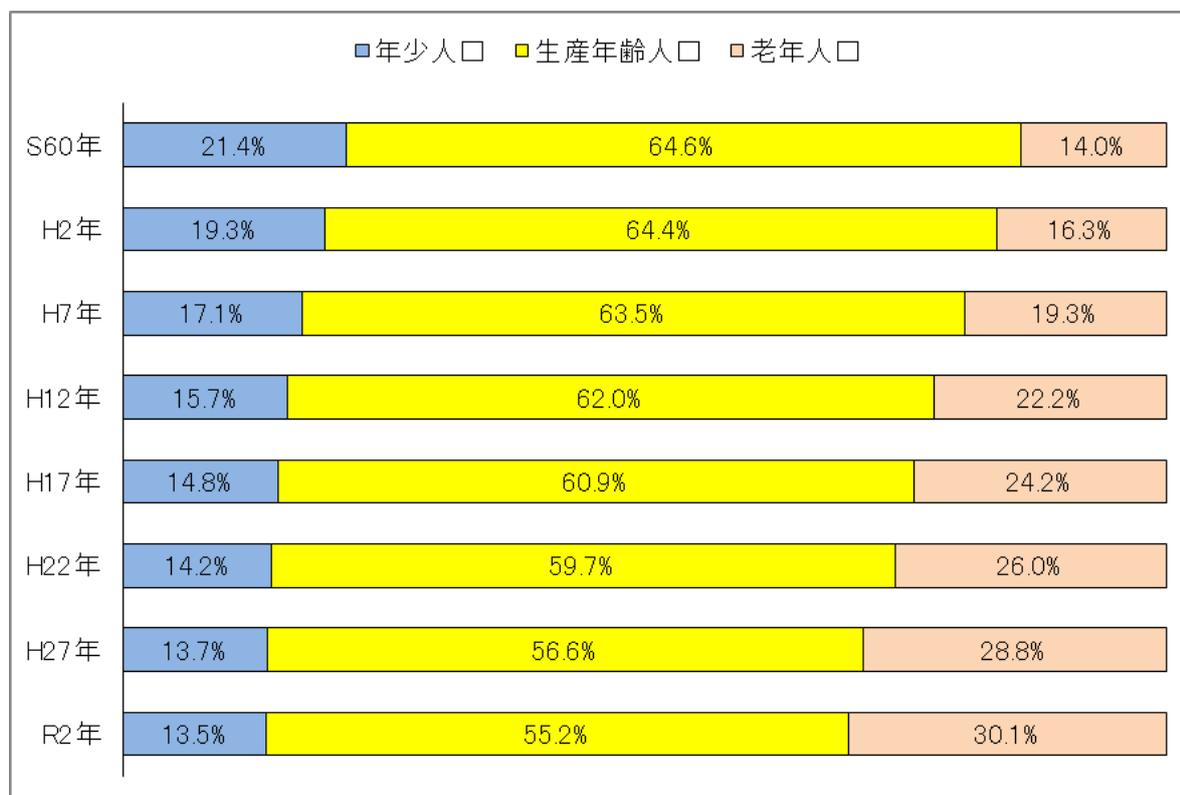
○年齢3区分別人口の推移では、年少人口（0～14歳）の割合が減少し、老年人口（65歳以上）の割合が増加する少子高齢化が進んでいます。

○生産年齢人口（15～64歳）は、平成7年以降減少が続いています。

（単位：人）

区分	S60年 (1985)	H2年 (1990)	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)
総人口	170,529	171,410	172,001	173,776	173,751	171,485	171,938	172,775
年少人口 14歳以下	36,424 21.4%	33,001 19.3%	29,488 17.1%	27,334 15.7%	25,633 14.8%	24,402 14.2%	23,617 13.7%	23,315 13.5%
生産年齢人口 15～64歳	110,234 64.6%	110,399 64.4%	109,261 63.5%	107,782 62.0%	105,863 60.9%	102,375 59.7%	97,382 56.6%	95,332 55.2%
老年人口 65歳以上	23,871 14.0%	27,878 16.3%	33,245 19.3%	38,599 22.2%	42,050 24.2%	44,584 26.0%	49,563 28.8%	51,944 30.1%

資料 国勢調査



2. 出生数等の推移

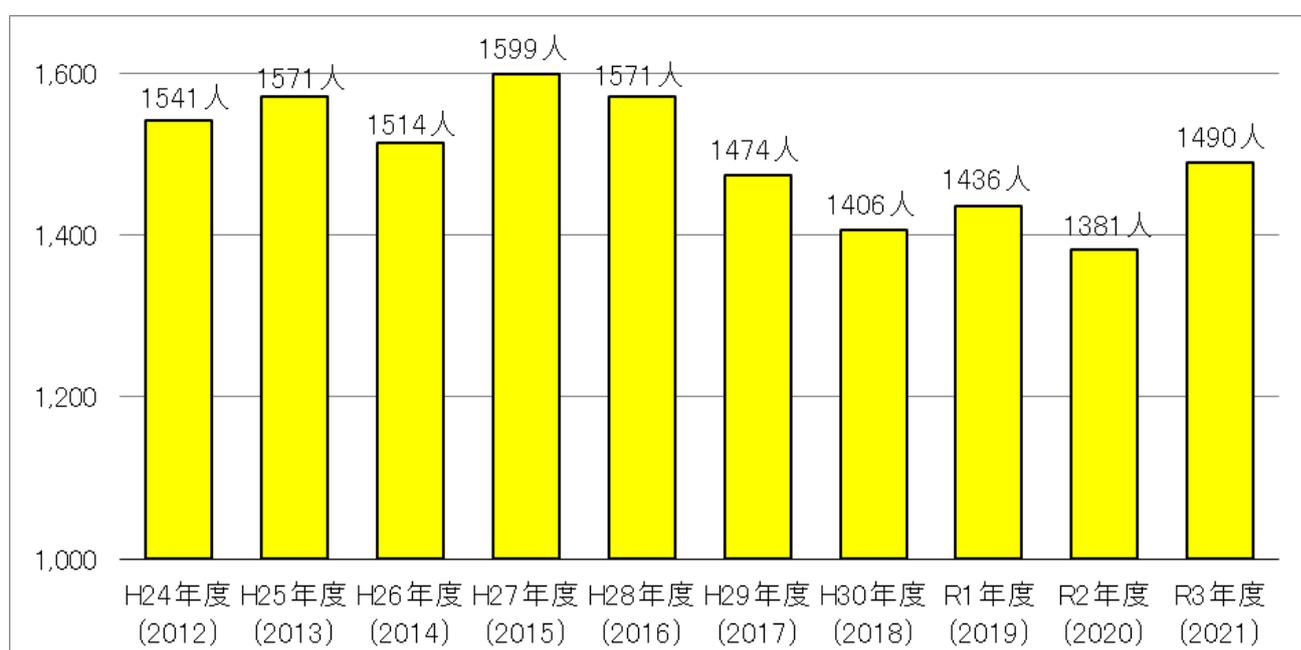
■出生数の推移

○出生数は、1,400～1,600人で推移しています。

○住民基本台帳法の改正に伴い、平成24年7月からは外国人住民を含んだ数値を記載しています。

区 分	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)
出生数(人)	1,541	1,571	1,514	1,599	1,571	1,474	1,406	1,436	1,381	1,490

資料 住民基本台帳

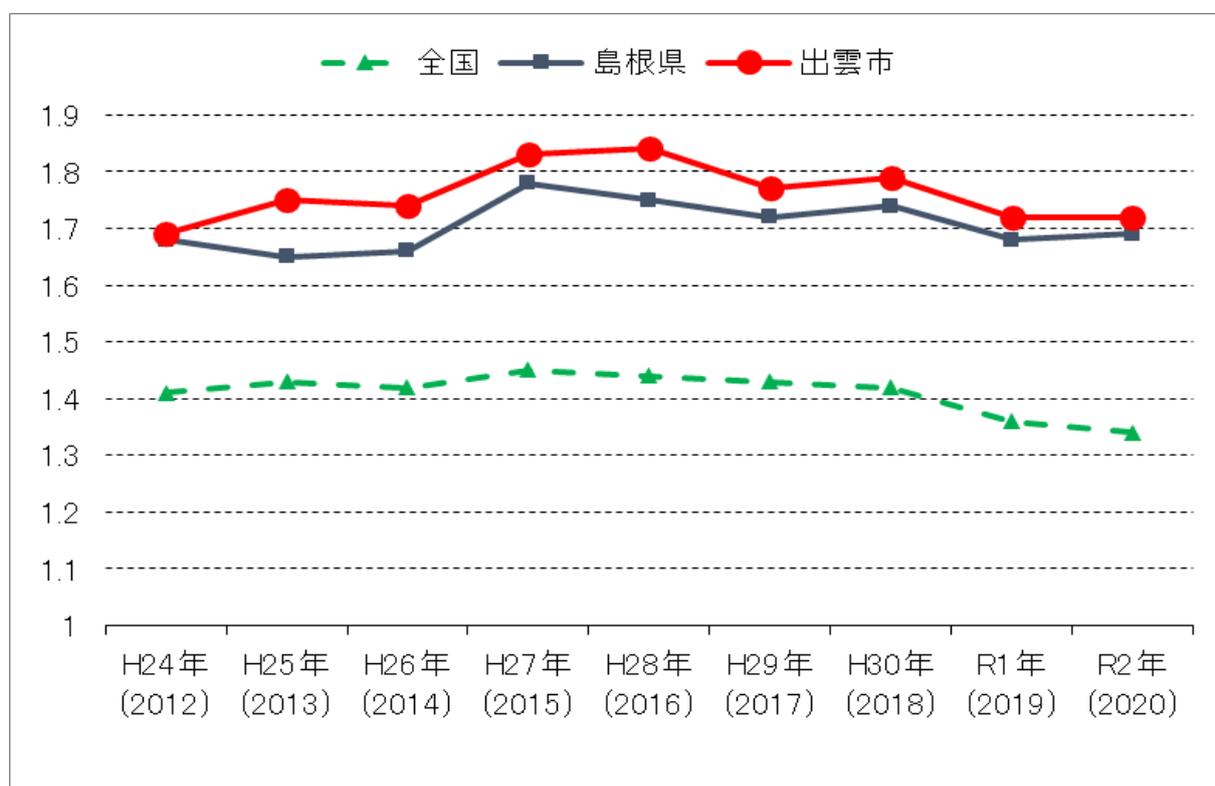


■合計特殊出生率の推移

○本市の令和2年の合計特殊出生率※1は1.72であり、全国よりも高い値で推移しています。

区 分	H24年 (2012)	H25年 (2013)	H26年 (2014)	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R1年 (2019)	R2年 (2020)
出雲市	1.69	1.75	1.74	1.83	1.84	1.77	1.79	1.72	1.72
島根県	1.68	1.65	1.66	1.78	1.75	1.72	1.74	1.68	1.69
全国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34

資料 人口動態統計



用語解説

※1 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当する。人口維持に必要な水準は、2.08前後とされる。

Ⅱ 世帯・就労の状況

1. 世帯の状況

■一般世帯及び世帯の家族類型別割合の推移

○一般世帯数は、増加傾向にあり、家族類型別にみると、核家族世帯、単独世帯が大きく増加し、その他の親族世帯は急速に減少しています。

(単位：世帯)

区分	S60年 (1985)	H2年 (1990)	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)
一般世帯数 ※2	44,615	45,992	48,562	52,548	54,586	55,805	59,945	64,211
核家族世帯数	20,946	21,684	23,209	25,231	26,857	28,221	30,378	33,316
	46.9%	47.1%	47.8%	48.0%	49.2%	50.6%	50.7%	51.9
その他の親族世帯数 ※3	18,026	17,992	17,747	17,110	16,331	15,177	13,333	11,479
	40.4%	39.1%	36.5%	32.6%	29.9%	27.2%	22.2%	17.9
非親族世帯数 ※4	42	48	73	117	137	322	394	500
	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.6%	0.7%	0.8
単独世帯数	5,583	6,268	7,533	10,090	11,261	12,084	15,765	18,810
	12.5%	13.6%	15.5%	19.2%	20.6%	21.7%	26.3%	29.3

資料 国勢調査



■母子・父子世帯数及び母子・父子世帯割合の推移

○平成27年と平成7年を比較すると母子世帯数が約1.7倍と大きく増加しています。

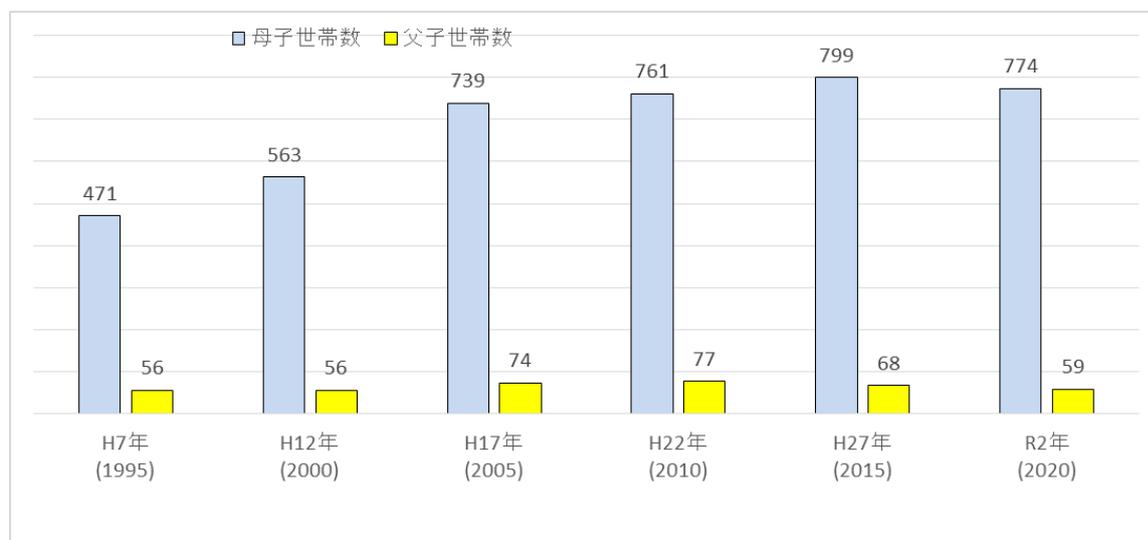
(単位：世帯)

区分	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)
母子世帯数	471	563	739	761	799	774
	0.97%	1.07%	1.35%	1.36%	1.33%	1.20%
父子世帯数	56	56	74	77	68	59
	0.12%	0.11%	0.14%	0.14%	0.11%	0.09%

資料 国勢調査

* 18歳未満世帯員のいる世帯を計上

* 割合は一般世帯に対する割合



用語解説

※2 一般世帯

- ①住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。
- ②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。
- ③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

※3 その他の親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがある世帯で核家族でない世帯。

※4 非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。

2. 就労の状況

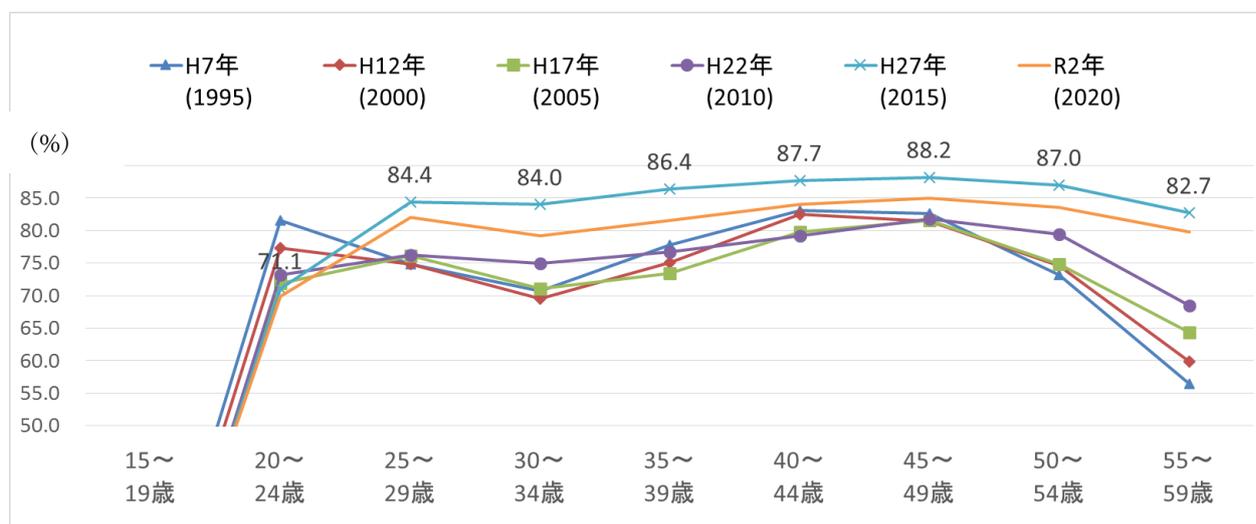
■女性の年齢別就業率

- 平成12年以前の女性の年齢別就業率をみると、25歳～34歳にかけて一度落ち込み、その後再び上昇するといった傾向がうかがえます。これは、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落ついて就労する女性の様子を反映していることが考えられますが、このような落ち込みは、平成17年以降にはみられなくなっています。

(単位：%)

区 分	出雲市						島根県	全国
	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)	R2年 (2020)	R2年 (2020)
15～19歳	16.6	14.2	12.1	10.0	11.5	11.7	10.7	14.2
20～24歳	81.6	77.3	71.9	73.2	71.1	69.9	70.8	59.7
25～29歳	74.9	74.8	76.2	76.3	84.4	82.0	80.8	68.9
30～34歳	70.7	69.5	71.1	75.0	84.0	79.2	79.7	64.5
35～39歳	77.8	75.1	73.4	76.7	86.4	81.6	81.3	64.9
40～44歳	83.1	82.5	79.8	79.2	87.7	84.0	84.0	68.5
45～49歳	82.6	81.5	81.6	81.8	88.2	85.0	84.1	70.6
50～54歳	73.2	74.6	74.9	79.4	87.0	83.6	82.5	70.2
55～59歳	56.5	59.9	64.4	68.5	82.7	79.8	79.2	68.0

資料 国勢調査



Ⅲ 子育てを取り巻く状況

1. 就学前児童の状況

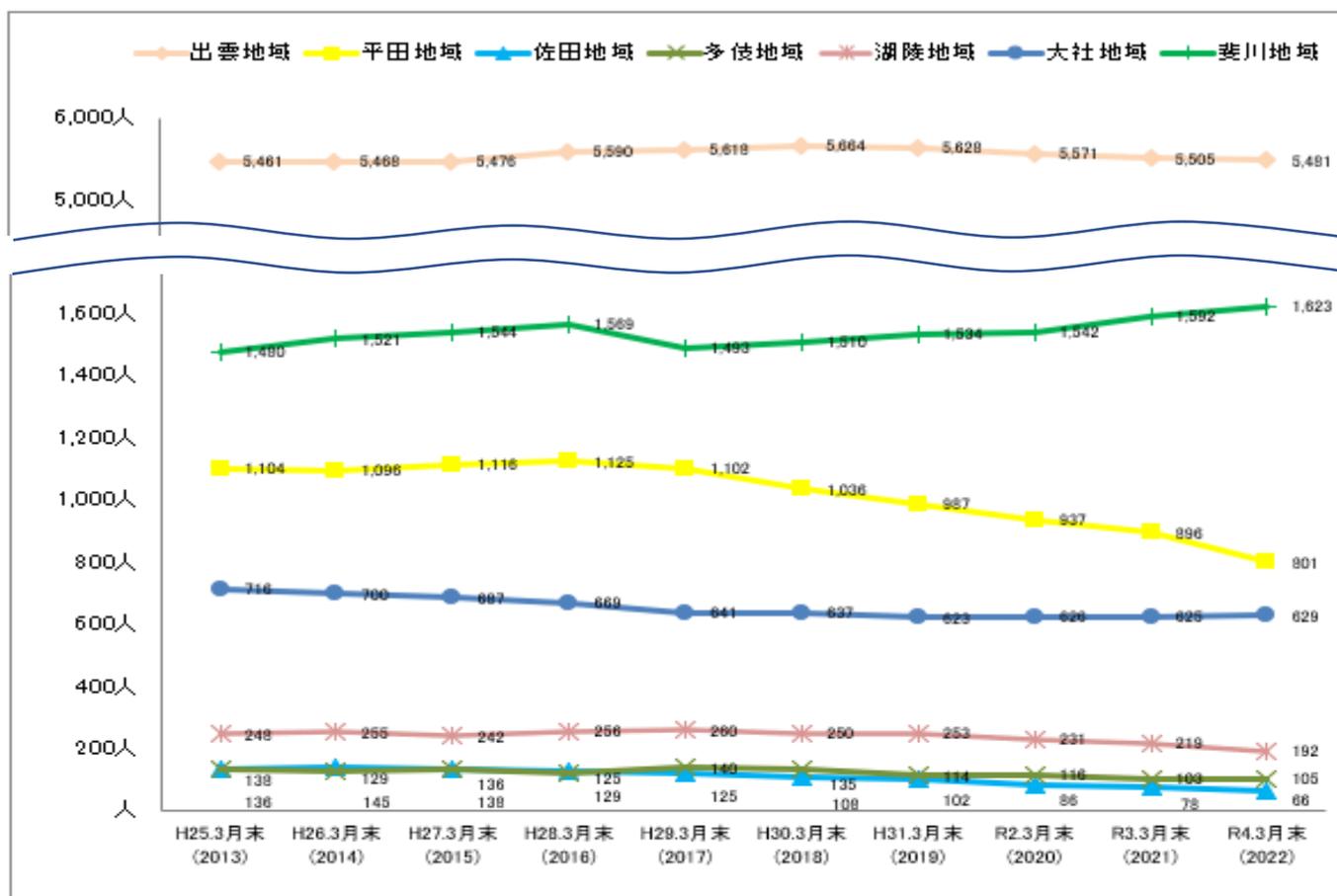
■就学前児童数の推移

○ 8,900人～9,500人で推移しています。

(単位：人)

区分	H25.3月末 (2013)	H26.3月末 (2014)	H27.3月末 (2015)	H28.3月末 (2016)	H29.3月末 (2017)	H30.3月末 (2018)	H31.3月末 (2019)	R2.3月末 (2020)	R3.3月末 (2021)	R4.3月末 (2022)
出雲地域	5,461	5,468	5,476	5,590	5,618	5,664	5,628	5,571	5,505	5,481
平田地域	1,104	1,096	1,116	1,125	1,102	1,036	987	937	896	801
佐田地域	136	145	138	129	125	108	102	86	78	66
多伎地域	138	129	136	125	140	135	114	116	103	105
湖陵地域	248	255	242	256	260	250	253	231	219	192
大社地域	716	700	687	669	641	637	623	626	625	629
斐川地域	1,480	1,521	1,544	1,569	1,493	1,510	1,534	1,542	1,592	1,623
合計	9,283	9,314	9,339	9,463	9,379	9,340	9,241	9,109	9,018	8,897

資料 住民基本台帳 *平成24年7月からは外国人住民を含む



■年齢別就学前児童数

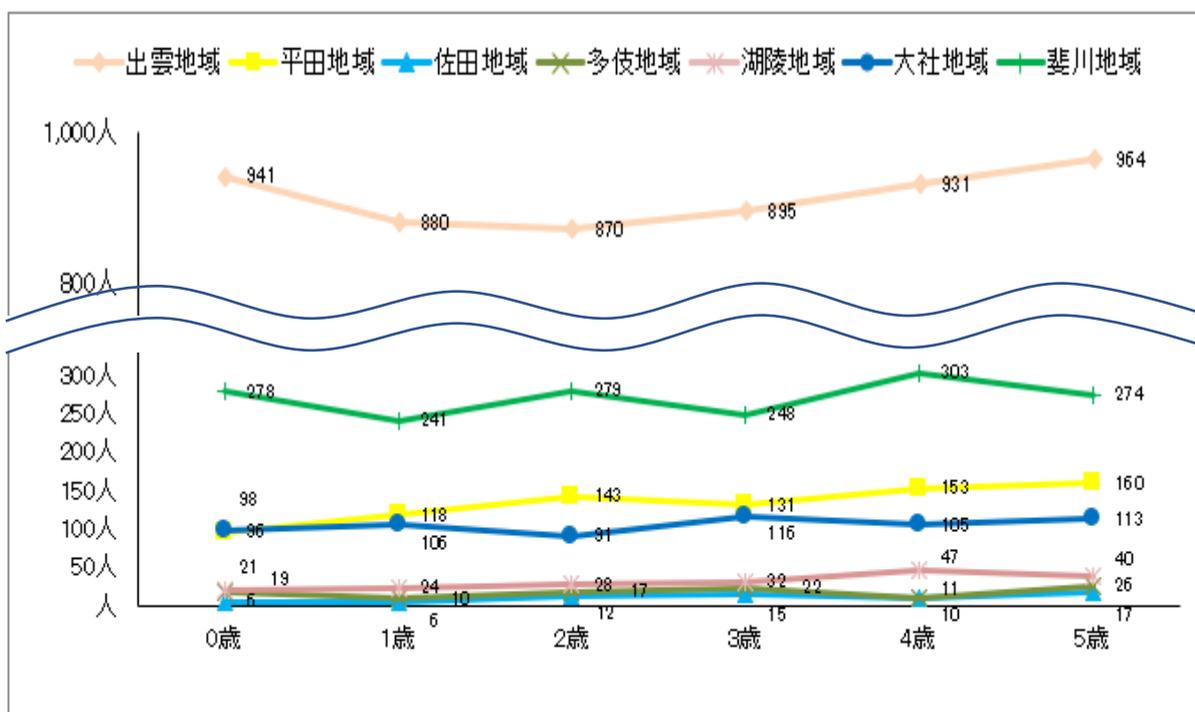
○ 令和4年3月末時点の就学前児童(8,897人)の年齢別内訳は以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	年 齢						合 計
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
出雲地域	941	880	870	895	931	964	5,481
平田地域	96	118	143	131	153	160	801
佐田地域	6	6	12	15	10	17	66
多伎地域	19	10	17	22	11	26	105
湖陵地域	21	24	28	32	47	40	192
大社地域	98	106	91	116	105	113	629
斐川地域	278	241	279	248	303	274	1,623
合計	1,459	1,385	1,440	1,459	1,560	1,594	8,897

資料 住民基本台帳

* 外国人住民を含む



■就学前児童の教育・保育施設の利用状況

○ 本市における就学前児童の状況を把握するため、基礎となる資料を基にその概要を表したものです。(各資料の時点が異なるため、正確な数値ではありません。)

(単位：人)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可保育所	405	1,047	1,174	1,117	1,146	1,131	6,020
幼稚園	0	0	0	261	344	398	1,003
在宅等	1,054	338	266	81	70	65	1,874
合計	1,459	1,385	1,440	1,459	1,560	1,594	8,897

※就学前児童数は、令和4年3月末日の住民基本台帳に基づく人口（外国人を含む）。

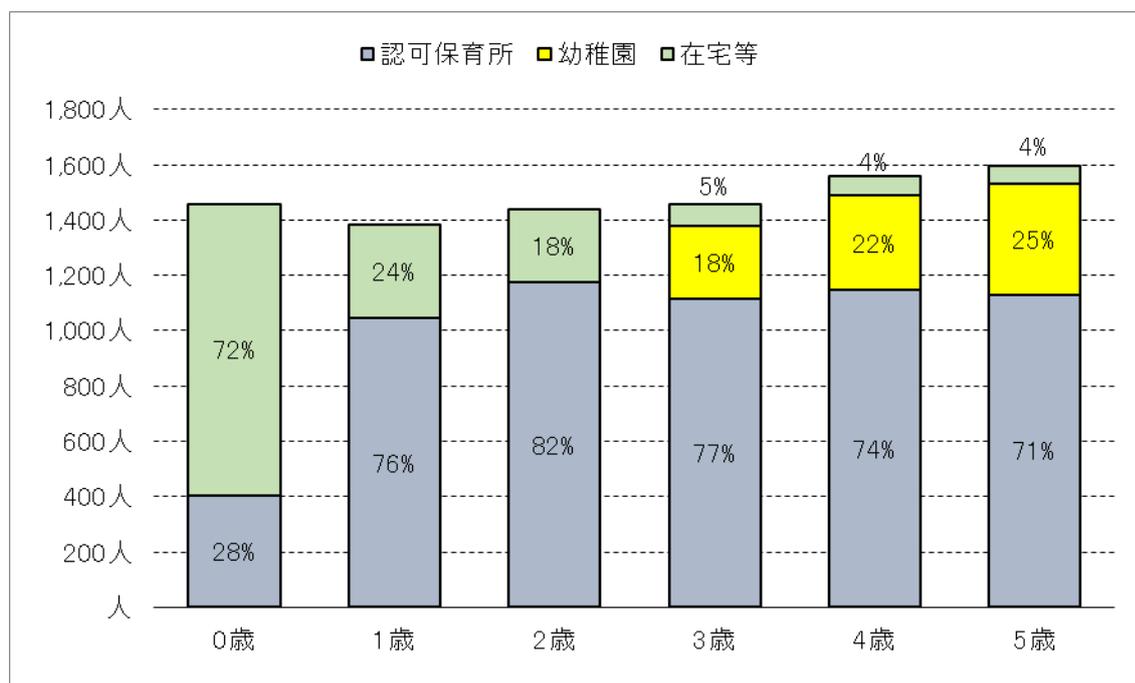
※認可保育所の入所児童数は、令和4年5月1日現在の数値（市外からの入所を除く）。

認定こども園の保育所部の入所児童数を含む。

※幼稚園の入所児童数は、令和4年5月1日現在の数値（市外からの入園を除く）。

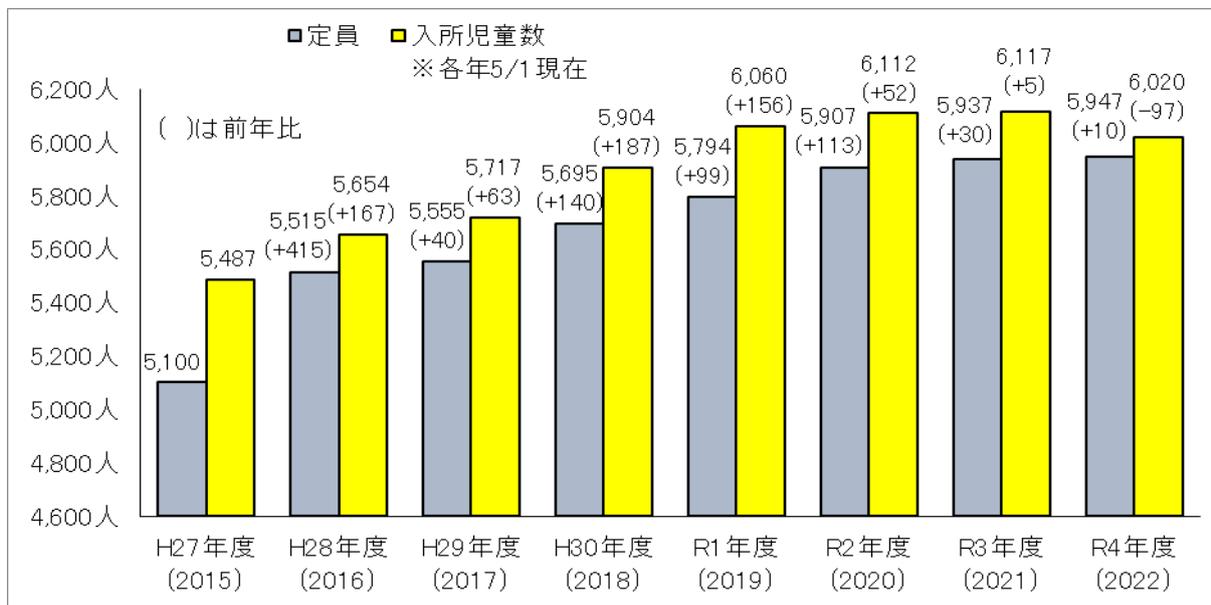
認定こども園の幼稚園部の入所児童数を含む。

※在宅等には、事業所内保育所、認可外保育施設に入所する児童数を含む。



■保育所の入所児童数・定員数の状況

- 近年は、毎年定員改定（増員）を実施しています。
- 入所児童が増加傾向であり、近年は、毎年定員超過の状況にあります。

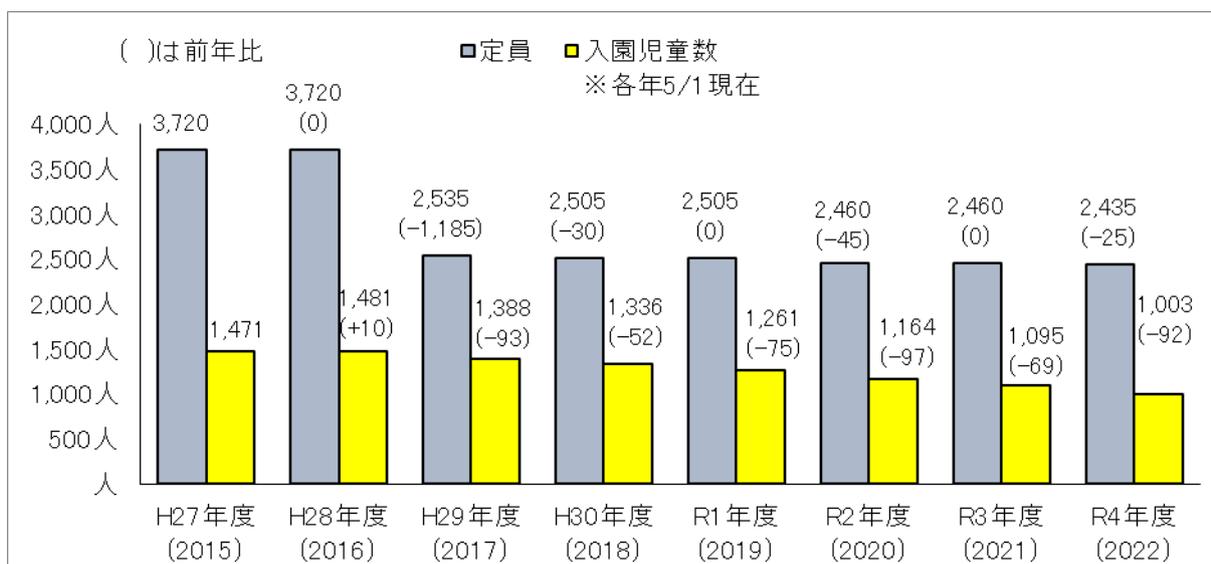


※ 定員は、市内認可保育所（認定こども園保育所部を含む）の定員。

※ 入所児童数は、市内認可保育所（認定こども園保育所部を含む）の入所者数（広域入所を含まない）。

■幼稚園の入園児童数・認可定員数の状況

- 入園児童が減少傾向であり、定員割れの状況にあります。
- 平成 29 年度に実際の園児数と定員数が大きく乖離している公立幼稚園（21園）について、定員の適正化を図るため定員減の変更を行っています。
- 令和 2 年度は、市立出東幼稚園が認定こども園へ移行したことに伴い、定員減となっています。
- 令和 4 年度は、市立乙立幼稚園が閉園したことに伴い、定員減となっています。



※ 認定こども園の幼稚園部の児童数を含む（広域入所を含まない）。

2. 小学生の状況

■小学校の児童数

○児童数は、横ばい傾向にあります。

区 分	H25年 (2013)	H26年 (2014)	H27年 (2015)	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R1年 (2019)	R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)
小学校数(校)	41	41	39	38	37	37	35	35	34	34
児童数(人)	9,822	9,668	9,564	9,537	9,528	9,712	9,676	9,689	9,652	9,756

資料 学校基本調査 ※出雲市教育委員会（毎年度5月1日現在）

3. 要保護児童の対応状況

■要保護児童の対応状況

○児童相談件数は、増加傾向にあります。

(単位：件)

	児童相談 (実件数)	(内訳)					
		児童虐待 以外の相談	児童虐待				
			計	身体的	性的	心理的	ネグレクト
H22年度 (2010)	69	55	14	8	0	5	1
H23年度 (2011)	74	33	41	19	0	5	17
H24年度 (2012)	72	20	52	13	1	19	19
H25年度 (2013)	100	90	10	1	0	3	6
H26年度 (2014)	126	119	7	3	0	0	4
H27年度 (2015)	111	105	6	2	0	2	2
H28年度 (2016)	204	185	19	1	0	5	13
H29年度 (2017)	189	179	10	3	0	0	7
H30年度 (2018)	97	75	22	3	0	4	15
R1年度 (2019)	111	96	15	2	1	3	9
R2年度 (2020)	135	125	10	2	0	3	5
R3年度 (2021)	185	165	20	7	0	10	3

出雲市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同 敬称略 20名)

	区 分	氏 名	組 織 ・ 役 職 等
委 員	識 見	ひご こういち 肥後 功一	島根大学 理事・副学長
	識 見	たかはし えみこ 高橋 恵美子	島根県立大学 出雲キャンパス 教授
	議 員	ごとう ゆみ 後藤 由美	出雲市議会 文教厚生委員会
	議 員	みなみ こうじ 南 浩二	出雲市議会 文教厚生委員会
	保護者	もりやま こうた 森山 宏太	出雲市認可保育所(園)保護者会連合会 会長
	保護者	みはら ゆうき 三原 勇樹	出雲市幼稚園PTA連合会 会長
	保護者	いしかわ ちはる 石川 千春	出雲市PTA連合会 副会長
	団 体	あしざわ たかお 芦沢 隆夫	出雲医師会 会長
	団 体	ほんだ みつひさ 本田 貢久	出雲市自治会連合会 副会長
	団 体	やまおか ひさし 山岡 尚	出雲商工会議所 専務理事
	団 体	さの ゆういち 佐野 裕一	連合島根 中部地域協議会 副議長
	団 体	いいつか つとむ 飯塚 勉	出雲市要保護児童対策地域協議会 会長
	団 体	いいつか ゆみ 飯塚 由美	出雲市民生委員児童委員協議会 主任児童委員 代表
	団 体	むらかみ ますみ 村上 真澄	出雲市小学校長会
	団 体	ひろと えつこ 廣戸 悦子	出雲市子育てサポーター連絡協議会 会長
	団 体	かわかみ ふみこ 河上 史子	出雲市男女共同参画推進委員会 委員
	従事者	はら しげみつ 原 成充	出雲市認可保育所(園)理事長会 会長
	従事者	ほりえ たじょう 堀江 泰誠	出雲市保育協議会 会長
	従事者	いまおか あつこ 今岡 篤子	出雲市公立幼稚園・こども園長会
	従事者	たかはし よしたか 高橋 義孝	出雲市児童クラブ運営委員会委員長会 会長

【量の見込み（R2～R4は実績値、R5～R6は推計値）】

資料1-①

（表1）年齢別児童数に対する入所申込率による推計

単位：人

		実績			見込	
		R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
0歳	児童数	1,409	1,348	1,459	1,494	1,474
	申込数	396	355	375	384	379
	申込率	28.1%	26.3%	25.7%	25.7%	25.7%
1歳	児童数	1,411	1,445	1,385	1,500	1,534
	申込数	1,134	1,160	1,123	1,216	1,244
	申込率	80.4%	80.3%	81.1%	81.1%	81.1%
2歳	児童数	1,532	1,432	1,440	1,399	1,514
	申込数	1,272	1,211	1,236	1,201	1,300
	申込率	83.0%	84.6%	85.8%	85.8%	85.8%
3歳	児童数	1,561	1,556	1,459	1,469	1,432
	申込数	1,211	1,212	1,150	1,158	1,129
	申込率	77.6%	77.9%	78.8%	78.8%	78.8%
4歳	児童数	1,656	1,577	1,560	1,469	1,482
	申込数	1,234	1,197	1,194	1,124	1,134
	申込率	74.5%	75.9%	76.5%	76.5%	76.5%
5歳	児童数	1,540	1,660	1,594	1,572	1,479
	申込数	1,092	1,217	1,180	1,164	1,095
	申込率	70.9%	73.3%	74.0%	74.0%	74.0%
計	児童数	9,109	9,018	8,897	8,903	8,915
	申込数	6,339	6,352	6,258	6,247	6,281

- ・ R5とR6の児童数は、人口推計による。
- ・ R2からR4の申込数は、認可保育所・認定こども園等入所者数、待機児童数（私的理由含む）、認定保育所・院内保育所入所者数の合計
- ・ R5とR6の申込数は、児童数にR4の申込率を乗じて算出。

（表2）年齢別児童数に対する入所申込率による推計

単位：人

		実績			見込	
		R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
0歳	児童数	1,409	1,348	1,459	1,494	1,474
	申込数	396	355	375	384	379
1・2歳	児童数	2,943	2,877	2,825	2,899	3,048
	申込数	2,406	2,371	2,359	2,417	2,544
3・4・5歳	児童数	4,757	4,793	4,613	4,510	4,393
	申込数	3,537	3,626	3,524	3,446	3,358
計	児童数	9,109	9,018	8,897	8,903	8,915
	申込数	6,339	6,352	6,258	6,247	6,281

子どもの貧困対策推進計画に 関する事項

(本編 P3 挿入・追加)

子どもの貧困対策の推進に関する法律の概要

【公布年月日】

- 平成 25 年 6 月 26 日公布 最終改正：令和元年 6 月 19 日公布

【施行期日等】

- 令和元年 9 月 7 日改正施行

【概要】

- 目的…第 1 条

この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

- 基本理念…第 2 条

子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

- 市町村等計画…第 9 条第 2 項

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2. 計画の位置づけ

- この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、全ての子どもと子育て家庭を対象に、本市がこれから進めていく子ども・子育て支援施策の目標や方向性を示すものです。また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援行動計画にも位置付けます。
- この計画は、地域社会との協働のもと、母子保健・児童福祉・教育やその他子育て支援における環境整備など、子ども・子育て支援にかかわる施策を推進するものであり、出雲市総合振興計画「出雲新話 2030」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置付けるとともに、他の関連する個別計画と調和が保たれたものとなりました。
- この計画は、本市の子ども・子育て支援を着実に推進していくために、市民一人ひとりのもとより、各家庭や学校・地域・職場等の積極的な取り組みを促進しようとするものです。
- この計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（令和元年 6 月改正）」に基づく、本市の子ども・貧困対策についての計画として位置付けます。また、令和 3 年 3 月に策定された「島根県子どものセーフティネット推進計画（第 2 期）」の理念も尊重します。

修正

追加

(本編 P7 修正)

4. 関連する計画等

- 子ども・子育て支援施策に関連する本市の各分野の計画と連携・整合を図って計画を策定しました。
- 計画の推進にあたっては、関連する各計画との連携を図り、進めていきます。

上位計画

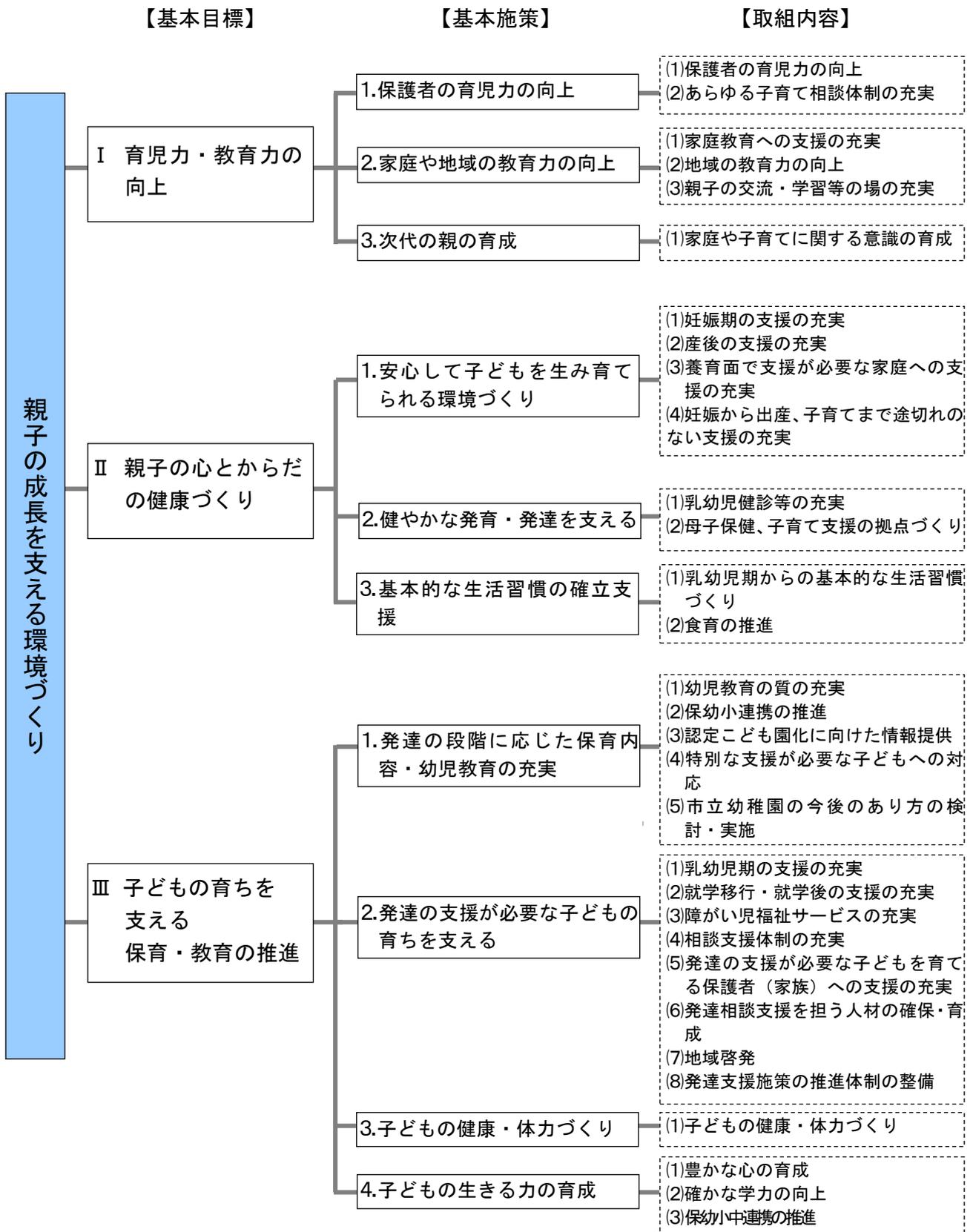
- 出雲市総合振興計画「出雲新話 2030」[2022～2029 年度]
- 第6期出雲市障がい福祉計画 第2期出雲市障がい児福祉計画[2021～2023 年度]

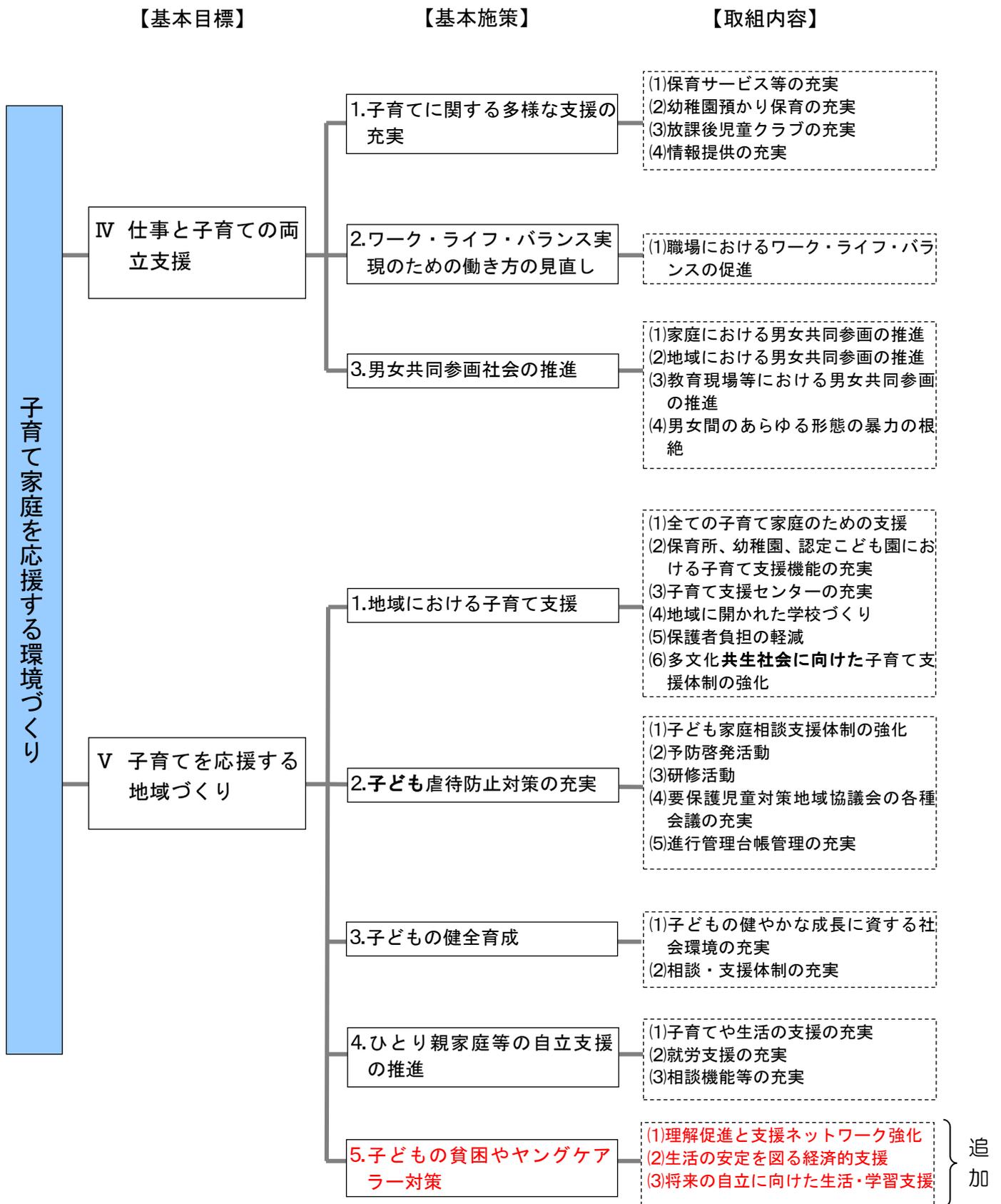
関連する他分野の計画

- 第3次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画 [2018～2022 年度]
- 第2次出雲市健康増進計画 [2018～2027 年度]
- 第3次出雲市食育推進計画 [2018～2027 年度]
- 出雲市自死対策総合計画 [2019～2023 年度]
- 第5次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画 [2022～2026 年度]
- 第4次出雲市DV対策基本計画 [2022～2026 年度]
- 第4期出雲市教育振興計画 [2022～2026 年度]
- 出雲市社会教育計画 [2019～2023 年度]
- 第2期出雲市保幼小連携推進基本計画 [2019～2023 年度]
- 出雲市人権施策推進基本方針（第2次改定） [2018～2022 年度]

修正

II 施策の体系





(本編追加) P38 続き

5. 子どもの貧困やヤングケアラーに関する取組

現状課題	<p>○平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、対策の一層の推進を図るため、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の向上や生活の安定等に必要施策を講じることとされ、市町村においても子どもの貧困対策の推進が努力義務とされた。</p> <p>○子どもや家庭が抱える課題が複雑化、多様化していることから、相談先につながりにくかったり、適切な支援が受けられなかったりする状況がある。</p> <p>○ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気づくことができない。</p>
めざす姿	<p>○現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる</p>

【対応】

(1) 貧困やヤングケアラーへの理解の促進と支援のネットワーク強化

1) 子どもの貧困やヤングケアラーを早期発見する仕組みづくり

市民向けや支援者向けの研修等により子どもの貧困等の認知度を高め、困難な状況にある子どもやその保護者を適切な支援に結びつけます。また、教育と福祉の一層の連携強化を図ります。

子どもの学校生活の様子から家庭生活の状況把握に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した相談体制を強化し、支援機関への情報提供を迅速に行います。

2) 保護者を孤立させない相談支援

妊娠期からの切れ目ない子育て支援やひとり親家庭等への手厚い相談支援を図ります。

3) 地域での見守り

民生委員・児童委員をはじめとする要保護児童対策協議会構成機関等による地域での見守りや子ども食堂への支援により、子どもの居場所づくりを進めます。

(2) 生活の安定を図る経済的支援

1) 妊娠・出産時から子育て中の支援

妊婦・産後健診や児童手当の支給、医療費助成や保育料等の軽減を図ります。

2) ひとり親家庭への経済的支援（再掲）

児童扶養手当の支給や母子家庭等自立支援給付金事業等により、就労と子育てを単身で担うひとり親家庭を支えます。

(3) 将来の自立に向けた生活・教育支援

1) 子どもの学習環境を保障

子どもの生活・学習支援事業により、生活習慣を身に着け、家庭の状況に関わらず、子どもたちが将来の夢に挑戦できるように支援します。

2) 教育費負担の軽減

就学援助制度を実施します。また、奨学金制度により、義務教育終了以降も安心して教育が受けられる機会を確保します。

＜具体的取組＞（②～⑨再掲）

- ①子どもの貧困やヤングケアラーの認知度向上に向けた研修等【子】
- ②妊娠期からの切れ目のない子育て支援【健】
- ③ひとり親家庭等への手厚い相談支援【子】
- ④学校の相談体制の強化、迅速な情報提供【児】
- ⑤生活困窮者自立相談、福祉総合相談支援事業【福】
- ⑥幼児教育・保育の無償化、保育料や副食費の軽減【保】
- ⑦民生委員・児童委員の委嘱、子ども食堂への支援【福】
- ⑧ひとり親家庭学習支援事業の実施【子】、子どもの生活・学習支援事業【福】
- ⑨就学援助制度・奨学金制度の実施【教】

IV 子どもの貧困対策に関する状況

1. 子どもの貧困にまつわる統計値

(1)子どもの貧困率（全国） (単位：%)

年度	H28 (2006)	H21 (2009)	H24 (2012)	H27 (2015)	H30 (2018)
相対的貧困率 ※6	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4
子どもの貧困率	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5

資料 『国民生活基礎調査』（貧困率の算出は3年に1回）

(2)生活保護を受けている子どもの数 (単位：人、%)

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
生活保護被保護者（19歳以下）	115	111	105	104	109
生活保護被保護者総数	922	919	928	949	972
被保護者に占める19歳以下の割合	12.5	12.1	11.3	11.0	11.2

(3)就学援助 ※7 を受けている子どもの数

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
要保護児童数（小学校）	36	34	24	27	24
要保護生徒数（中学校）	16	22	28	26	23
準要保護児童数（小学校）	1,093	1,132	1,151	1,177	1,155
準要保護生徒数（中学校）	690	665	662	689	676
計	1,835	1,853	1,865	1,919	1,878
就学援助率	12.7	12.9	12.9	13.3	12.9

(4)学校における相談件数（貧困に関するもの）

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
スクールカウンセラー ※8	4	0	0	0	0
スクールソーシャルワーカー ※9	6	3	7	4	6

用語解説

※6 相対的貧困率

貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない世帯員の割合

「子どもの貧困率」は17歳以下を指す。※2018年（H30）調査の貧困線は127万円

※7 就学援助

経済的な理由により子どもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対して、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が学用品費、通学用品費、修学旅行費等を援助する制度。生活保護の対象となる「要保護」と要保護に準ずる程度に困窮していると市町村が独自の基準で認定する「準要保護」の2種類がある。

※8 スクールカウンセラー（SC）

児童生徒の不登校や問題行動などの対応にあたり、心理学知識や心理援助知識を有し、心理相談業務に従事する心理職専門家である。資格要件は、公認心理士、臨床心理士、精神科医、大学教員等である。

※9 スクールソーシャルワーカー（SSW）

主に社会的弱者への福祉相談業務に従事する福祉職専門家として、教育機関において当該の任に就く者である。資格要件は、社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者のほか、過去に教育や福祉の分野において活動経験がある者も含まれ、専門性は様々である。